

社会福祉法人長野南福祉会  
指定通所介護・指定介護予防通所介護相当サービス事業所陽だまり栗田運営規程

**第1条** この規程は、社会福祉法人長野南福祉会が設置する指定通所介護事業所陽だまり栗田（以下「事業所」という。）が実施する指定通所介護事業・指定介護予防通所介護相当サービス事業（以下「通所介護事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員等（以下「従事者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適切な通所介護事業を提供することを目的とする。

**(運営の方針)**

**第2条** 事業所の従事者は、要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な支援を行う。

- 2 事業所の職員は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するようその目標を設定し支援する。
- 3 事業所の職員は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨としながら適切な介護技術をもってサービスを提供し、特に認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスを提供する。
- 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、指定地域密着型通所介護を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 6 通所介護事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者や介護予防支援事業者等へ情報の提供を行う。
- 7 前6項のほか、「長野市指定居宅サービスの事業の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例」（平成24年長野市条例第55号）、「長野市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定第1号事業の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例」（平成28年長野市条例第54号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

**(事業所の名称等)**

**第3条** 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 陽だまり栗田
- (2) 所在地 長野県長野市大字栗田字舎利田 715 番地9

**(職員の職種、員数及び職務内容)**

**第4条** 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（従事者と兼務）  
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 従事者 生活相談員 1名以上  
看護職員 1名以上  
介護職員 3名以上  
機能訓練指導員 1名以上（看護職員と兼務）

生活相談員は、事業所に対する通所介護事業の利用の申込みに係る調整、必要な介護、また他の従事者と協力して通所介護計画・通所型個別サービス計画（以下「通所介護計画」という。）の作成等を行う。またサービスに対する意見・要望の受付業務に当たる。看護職員及び介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理

理、その他必要な業務に当たる。また生活相談員とともに通所介護計画の作成を行う。機能訓練指導員は、利用者の日常生活・レクリエーション・行事を通じて機能訓練、訓練指導及び助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月2日までと必要に応じて建物のメンテナンス、衛生などのため休業日を設ける。その場合、最低1箇月前に予告することとする。
- (2) 営業時間 午前8時15分から午後5時15分
- (3) サービス提供時間は、午前8時30分から午後5時00分まで  
上記サービス提供時間の前後合計3時間まで延長して利用することができる。

(利用定員)

第6条 1日の利用定員は25名（指定介護予防通所介護相当サービスを含む。）とする。

(提供方法)

第7条 通所介護事業は、居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所（以下「支援事業所」という。）の作成した居宅サービス計画・介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画」という。）に基づいて、第8条又は第9条に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行う。

(指定通所介護事業の内容)

第8条 指定通所介護事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 身体の介護に関すること  
日常生活動作の状況により、必要な支援及びサービスを提供する。
  - ア 排泄の介助
  - イ 移動、移乗の介助
  - ウ その他必要な身体の介護
- (2) 入浴に関すること  
家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。
  - ア 衣類着脱の介助
  - イ 身体の清拭、洗髪、洗身
  - ウ その他必要な入浴の介助
- (3) 食事に関すること  
給食を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供する。
  - ア 食事の準備、配下膳の介助
  - イ 食事摂取の介助
  - ウ その他必要な食事の介助
- (4) 機能訓練に関すること  
体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本動作を会得するための訓練を行う。
- (5) アクティビティーサービスに関すること  
利用者が、自分らしく、生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、アクティビティーサービスを実施する。
  - ア レクリエーション
  - イ 音楽活動
  - ウ 制作活動
  - エ 行事活動
  - オ 体操
  - カ 休養（養護）

- (6) 送迎に関すること  
利用者に対して、その居宅と事業所との間の送迎を行う。
  - ア 移動・移乗動作の介助
  - イ 送迎
- (7) 相談、助言に関すること  
利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。
  - ア 疾病や障害に関する理解を深めるための相談、助言
  - イ 日常生活動作や具体的な介護方法に関する相談、助言
  - ウ 自助具や福祉機器、居住環境の整備に関する相談、助言
  - エ その他必要な相談、助言

(指定介護予防通所介護相当サービス事業の内容)

第9条 指定介護予防通所介護相当サービス事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の介護予防に関する理解を支援し、介護予防目標の達成、自己実現への意欲向上を支える。
- (2) 利用者が介護予防支援事業者の作成する介護予防サービス計画（運動機能の向上、栄養の改善、口腔機能の改善等）に基づき、自らの意思で介護予防プログラムに参加するように支援する。
- (3) 利用者の日常生活における介護予防に関する取組みの継続、定着を支援する。
- (4) 利用者の目標達成度等の評価を行い、関係機関に報告する。

(利用料及び支払いの方法)

第10条 通所介護事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣（第9条の事業にあっては長野市）が定める基準によるものとし、当該通所介護事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 第11条の事業実施地域を越えて行う送迎の交通費は、片道100円を徴収する。
- 3 通常の営業日及び営業時間帯を超えて通所介護事業を行う場合は、延長加算料金を徴収する。
- 4 通所介護事業にかかる食事の提供に係わる利用料については、680円を徴収する。
- 5 通所介護事業にかかるおむつ代については、実費を徴収する。
- 6 その他、機能訓練、アクティビティーサービスにかかる諸経費について、実費を徴収する。
- 7 第1項から第6項までの費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに関する文書に署名を受けるものとする。

(通所介護事業の実施地域)

第11条 通所介護事業の実施地域は、長野市の行政区のうち第1地区、第2地区、第3地区、第4地区、第5地区、芹田、古牧、三輪、吉田、大豆島、朝陽、安茂里及び更北の行政区とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者が通所介護事業の提供を受ける際、サービス利用に当たっては、医師等の助言や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

第13条 従事者等は、通所介護事業の実施中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第14条 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての管理者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要

な訓練を行うものとする。

- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(利用契約)

第15条 通所介護事業の提供開始に当たり、利用者及び家族等に対してサービス利用契約書の内容に関する説明を行った上で、利用者又はその家族等と利用契約を締結するものとする。ただし、緊急を要すると管理者が認める場合にあっては、利用契約の締結はサービスの開始後であっても差し支えないものとする。

(衛生管理及び従事者等の健康管理等)

第16条 事業所は、通所介護事業に使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に努めるものとする。

- 2 通所介護事業の実施にあたり、感染症対策として次の措置を講じるものとする。

- (1) 事業所において、感染症及び食中毒の発生、まん延を防ぐための感染症対策委員会をおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

- 3 事業所は、従事者に対し、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(虐待の防止に関する事項)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(秘密保持等)

第18条 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 事業所は、従事者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容に明記する。

(個別援助計画の作成等)

第19条 通所介護事業の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に通所介護計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った通所介護計画を作成する。

- 2 通所介護計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該サービス計画の内容を説明し同意を得るものとする。

- 3 事業所は、通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行うものとする。

(支援事業所との連携等)

第 20 条 通所介護事業の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業所が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者的心身状況、そのおかかれている環境、他の保健医療福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があつた場合、当該利用者に係る支援事業所に連絡するとともに、密接な連携に努める。

3 正当な理由なく通所介護等の提供を拒まない、ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対してサービスの提供が困難と認めた場合、当該利用者に係る支援事業所と連携し、必要な措置を講ずる。

(サービス提供記録の作成)

第 21 条 従事者は、通所介護事業を提供した際には、その提供日及び内容、当該サービスについて、介護保険法第 41 条第 6 項又は同法第 53 条第 4 項の規定により、利用者に代わって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載するものとする。

(苦情解決)

第 22 条 管理者は、提供した通所介護事業に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置いて解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ利用者及び家族に説明するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 23 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所介護事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(損害賠償)

第 24 条 事業所は、利用者に対する通所介護事業の提供によって賠償する責を伴う事故が発生した場合、速やかに損害賠償を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第 25 条 事業所は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 1 週間以内

(2) 継続研修 年 2 回

2 事業所は、この事業を行うため、ケース記録等必要な帳簿類を整備し、そのサービスを提供了した日から最低 5 年間は保存するものとする。

3 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、本会が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 21 年 12 月 16 日から施行する。

この規程は、平成 23 年 11 月 16 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

この規程は、平成 28 年 3 月 15 日から施行する。ただし、第 10 条は、平成 27 年 8 月 1 か

ら適用する。

この規程は、平成 30 年 3 月 20 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。